

【公開版】

提出年月日	令和2年1月24日 R1
日本原燃株式会社	

六ヶ所廃棄物管理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第15条：計測制御系統施設

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

計測制御系統施設について、事業許可基準規則第 15 条と再処理施設安全審査指針 9 及び指針 18 の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業許可基準規則第 15 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。(第 1 表)

第1表 事業許可基準規則第15条と再処理施設安全審査指針9及び指針18 比較表 (1/3)

事業許可基準規則 第15条 (計測制御系統施設)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができるとする計測制御系統施設を設けなければならない。</p>	<p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p>	<p>変更なし</p>

第1表 事業許可基準規則第15条と再処理施設安全審査指針9及び指針18 比較表 (2/3)

事業許可基準規則 第15条 (計測制御系統施設)	再処理施設安全審査指針 (指針9)	備考
<p>2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。</p>	<p>1. 再処理施設の主要な箇所において は、線量率、空気中の放射性物質濃度等の測定を行える設計であること。</p> <p>(指針18)</p> <p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされいるとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p>	<p>変更なし</p>

第1表 事業許可基準規則第15条と再処理施設安全審査指針9及び指針18 比較表 (3/3)

事業許可基準規則 第15条 (計測制御系統施設)	再処理施設安全審査指針 (指針9)	備考
<p>(解釈)</p> <p>1 第2項に規定する「検知して速やかに警報する設備」とは、次の事項に関して警報する設備をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射性物質を収納する系統及び機器の放射性物質の漏えい 二 放射性物質による汚染の発生のおそれのある室の負圧 三 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）の施設内部の床面及び壁面における液体状の放射性廃棄物の漏えい 四 その他廃棄物管理施設（放射線管理施設を除く。）の安全機能の監視 	<p>1. 再処理施設の主要な箇所において は、線量率、空気中の放射性物質濃度等の測定を行える設計であること。 (指針18)</p> <p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされいていとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p>	<p>変更なし</p>